

女性活躍推進法第19条第6項の規定による特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表について

女性活躍推進法に基づき策定した特定事業主行動計画（宮内庁女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画）の取組実施状況は以下のとおり。

1:採用関係

目標項目	令和7年度 数値目標	令和3年度(4/1時点)	令和4年度(4/1時点)	令和5年度(4/1時点)	令和6年度(4/1時点)
女性職員の採用割合	・毎年度35.0%以上 ・技術系区分30.0%	47.1%	41.7%	57.9%	48.0%

・各時点における過去1年間の試験採用職員に係る女性職員の割合

2:評価・登用関係

目標項目	令和7年度 数値目標 (政府目標値※)	令和3年度(7/1時点)	令和4年度(7/1時点)	令和5年度(7/1時点)
本省課室長相当職に 占める女性割合	7.0% (10.0%)	4.7%	4.7%	6.1%
地方機関課長・本省課長補佐 相当職に占める女性割合	15.0% (17.0%)	9.7%	10.5%	12.5%
係長相当職(本省)に 占める女性割合	17.0% (30.0%)	13.6%	12.7%	11.4%
新たに係長相当職(本省)に昇任 した職員に占める女性割合	35.0%	35.7%	18.8%	27.3%

※ 当庁の目標値と政府目標値(第5次男女共同参画基本計画)が異なるため特記。

3:仕事と家庭の両立関係

目標項目	令和7年度 数値目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男性職員 育児休業(1週間以上)取得率	85%	47.1%	47.1%	64.7%
男性職員の 配偶者出産休暇取得率		94.4%	94.1%	100%
男性職員の育児参加の ための休暇取得率		100%	94.1%	100%
男性職員の配偶者出産休暇及び 育児参加のための休暇の 「合計5日以上」の取得率	100%	88.9%	88.2%	82.4%
男性職員の配偶者出産休暇平均 取得日数		1.94日	1.97日	1.86日
男性職員の育児参加のための 休暇平均取得日数		4.68日	4.49日	4.02日

- ・男性職員の配偶者出産休暇・・・2日取得可
- ・男性職員の育児参加休暇・・・5日取得可